

令和2年7月31日召集

令和2年度7月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月31日(金) 午後1時55分から午後2時20分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(17人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二		
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆		
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(2人) 5番 塩原信子 13番 阿部源一郎

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第24号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案 第25号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員お集まりですのでこれより始めさせていただきます。5番 塩原委員、13番 阿部委員から欠席の連絡が来ております。</p> <p>それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会長	<p><あいさつ></p>
議長	<p>ただ今から、7月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、7月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしの声ですので、16番 齋藤委員、17番 野澤委員を指名いたします。つづきまして、議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は売買の案件が1件となります。</p> <p>申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。「資料2」新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。</p> <p>①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和2年7月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。所有権移転について、白根地区で売買1件、畑、348㎡です。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。こちらに、農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。また、内容欄には支払方法で口振又は現金、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転・引渡時期が記載されています。今回の申請案件につきましては、当該農地には日本梨が植栽されておりましたが、ここ数年は譲渡人が自ら管理していなかったようで、自宅近くの農地を取得し規模を拡大したい意向のあった譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、ただいまの議案について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第23号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第23号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、承認と決定いたします。

つづきまして、議案第24号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第25号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第24号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。白根地区1件でございます。申請地は真木で転用目的は接骨院及び駐車場敷地です。当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ及び2ページのとおり、申請地は「集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地」として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、2ページをご覧ください。議案第25号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。白根地区1件でございます。申請地は新飯田で転用目的は個人住宅建築敷地です。当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ及び4ページのとおり、申請地は議案第24号 農地法第4条許可申請と同じく第1種農地に分類されますが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、3ページをご覧ください。追加議案第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。白根地区2件、月潟地区1件でございます。1号は同一世帯の子に使用貸借権を設定するものです。2号、3号は共に売買です。なお、2号の譲渡人は海外と表記しておりますがブラジル国になります。1号から3号いずれの申請も、当日配布資料の5ページから7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第24号、議案第25号、追加議案第26号、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の19番 清水委員から報告をお願いします。

第1調査委員長 去る、7月28日 午後2時から、第1調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件、農地法第3条許可申請3件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第4条許可申請の1号ですが、本人からおいでいただきました。申請地は真木で面積は393㎡になります。転用目的は接骨院及び駐車場敷地です。申請者は現在、庄瀬地内の借家で主に固定客を対象とした接骨院を営んでいますが、賃貸借契約が今年度末に終了することから、自宅に隣接する申請地で接骨院を建築する計画です。

続いて、2ページの農地法第5条許可申請1号です。代理人からおいでいただきました。申請地は新飯田で面積は256㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。申請者は、現在、実家で両親と共に居住していますが子供も生まれたことから、実家に隣接する父名義の申請地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。

議案第24号 農地法第4条許可申請、議案第25号 農地法第5条許可申請の申請地は共に第1種農地に分類されますが、不許可の例外として「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地改良区及び建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、それぞれ許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、3ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は東笠巻の畑1筆、面積は72㎡で、契約内容は同一世帯の父から子への使用貸借権の設定です。申請内容は、譲受人が地元土地改良区の役員である協議委員になるため、父名義の申請地を借り受け、農地の権利を取得するものです。

続いて2号です。代理人からおいでいただきました。申請地は田尾の田1筆、面積は2,672㎡、契約内容は売買による所有権移転です。譲受人は西区に居住しており経営面積は約11ヘクタール、うち南区管内では約5ヘクタールを耕作しております。申請内容は規模拡大ですが、現在、譲受人が申請地を耕作していることから購入するものです。

続いて3号です。本人からおいでいただきました。申請地は大別當の畑1筆、面積は197㎡、契約内容は売買による所有権移転です。申請内容は譲渡人が労力不足、譲受人は西蒲区に居住しており経営面積は約2ヘクタール、うち南区管内では約40アール耕作しております。現在、申請地に隣接する桃等の樹園地を所有・耕作しており規模拡大を図るものです。

2号、3号とも譲受人が南区管外の農業者であることから、今後とも地域との協力をしていただくようお願いしました。以上で、第1調査委員会の報告を終わります。

議長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第24号、第25号及び追加議案第26号についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第24号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第24号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。つづきまして、議案第25号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第25号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第26号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、追加議案第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。つづきまして、報告事項に入ります。

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 資料1、議案書4ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区3件でございます。転用内容につきましては、1号が露天駐車場及び倉庫敷地で来年3月までの一時転用です。2号、3号は宅地分譲でございます。

続いて5ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件、味方地区3件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。

つづきまして、議案書の6ページから9ページになります。報告事項、農地所有適格法人の要件確認の報告についてご説明いたします。農地法第6条では、農地所有適格法人で、農地を所有し、若しくは法人以外の者の所有する農地を耕作している場合、毎年、事業の状況その他、定められた事項を、事業年度の終了後、農業委員会に報告することとなっており、報告書を受理しております。農地所有適格法人の審査は、決算書、定款等に基づき、要件を満たしていない場合は、指導等を適切に実施するため、新潟市農業委員会全体で毎年、7月の総会で報告事項として承認を得ております。農地所有適格法人であるための要件は四つとなっております。一つは、組織要件で、法人の形態が特例有限会社、農事組合法人、株式譲渡制限のある株式会社となっております。特例有限会社につきましては、平成18年の会社法施行以前の有限会社が該当します。二つ目は、事業要件で、売上の過半が農業であることとなっております。三つ目は、議決権要件で、農業者以外の構成員の有する、議決権等が総株主の議決権の、2分の1未満となっております。四つ目は、役員要件で、役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であること、また、役員または、農林水産省令で定める使用人のうち、1人以上が農作業に従事することです。南区管内で農地を賃貸等で耕作している法人は40法人で、すべての法人から提出を頂きました。法人形態、事業要件、売上に占める農業の割合、構成員要件としての構成員に占める農業者の割合、役員要件としての常時従事者要件を満たしています。なお、味方地区の1法人は農地の権利を有しなくなり、農地所有適格法人の権利を喪失しました。

以上で、報告を終わります。

議長 つづきまして、6月30日に開催されました農地部会の部会報告を伊藤部会長よりお願いいたします。

農地部会長 去る、6月30日午後3時より、南区役所庁舎4階講堂におきまして、第1回農地部会を開催いたしましたのでご報告します。当日の出席委員は20名。部会外委員2名、事務局2名の出席で開催いたしました。

議案書6ページから9ページまでの「農地所有適格法人の要件確認の報告について」及び、その他として「違反転用の解消について」協議いたしました。南区管内で耕作している農地所有適格法人は40法人で、すべての法人から報告を頂きました。40法人につきましては、法人形態、事業要件、売上に占める農業の割合、役員要件を満たしていることを確認しております。

また、違反転用の解消につきましては、今後とも発生防止を含め、地区担当委員の皆さまに是正に向けて、事務局よりお願いすることとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、第1回農地部会報告を終わります。

議長 事務局の説明と農地部会長の報告が終わりました。ただいまの説明及び報告事項についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他で、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案、及び報告事項については終了し、7月定例総会を閉会いたします。
事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 齋 藤 雅美智

署名委員 野 澤 秀 子